

秋田市消防団  
水害時初動マニュアル

令和6年6月

秋田市消防団

## 目 次

1	目的	1
2	水防活動の基本	1
3	活動方針	1
4	警防指揮本部（方面隊指揮本部）の組織図	1
5	体制の区分と行動基準	3
6	招集と参集	4
7	任務	5
8	体制の解除	5
9	安全管理	6
10	連絡先一覧	6

# 秋田市消防団水害時初動マニュアル

## 1 目的

このマニュアルは、水害時における消防（水防）団員（以下「団員」という。）の招集（参集）、指揮、任務等についての基本行動を示すことにより、的確かつ安全に対処することを目的とする。

## 2 水防活動の基本

秋田市地域防災計画、秋田市水防計画に基づき任務を遂行するとともに、秋田市消防団震災時活動要綱を準用する。

- (1) 水防活動にあたっては、人命救助を主眼とし、住民の避難誘導を優先するとともに、団員自らの安全管理の徹底を図るものとする。
- (2) 団員は日頃から、管轄区域内の地理、冠水道路および避難場所を把握しておくとともに、非常時の迂回路の選定、誘導方法等を調査し、分団内で情報共有を図るものとする。
- (3) 団員は水害時に器具置場の浸水により、車両の出動不能や資機材の使用不能を考慮し、事前に移動場所の確保に努めておくものとする。
- (4) 団員は日頃から、ゴムボート、胴長靴等の保有資機材について、使用方法等の習熟訓練を行うものとする。

## 3 活動方針

大雨に関する気象情報が発令された場合は、河川の氾濫、土砂崩れ等により被害が広範囲になることが予想される。団員は地域に最も密着した防災要員として災害防じよにあたるものとし、活動の最大目標は人命救助である。

### (1) 広報活動

広報にあたっては、住民に、その内容を明確に知らせるとともに、車両広報に際しては、車両を一旦停車しながら実施する。

### (2) 救助救出活動

人命救助活動にあたっては、保有資機材を十分に活用するとともに、常備消防と十分に連携をとり実施し、負傷者に対しては、応急手当および保護を行い安全な場所へ搬送する。

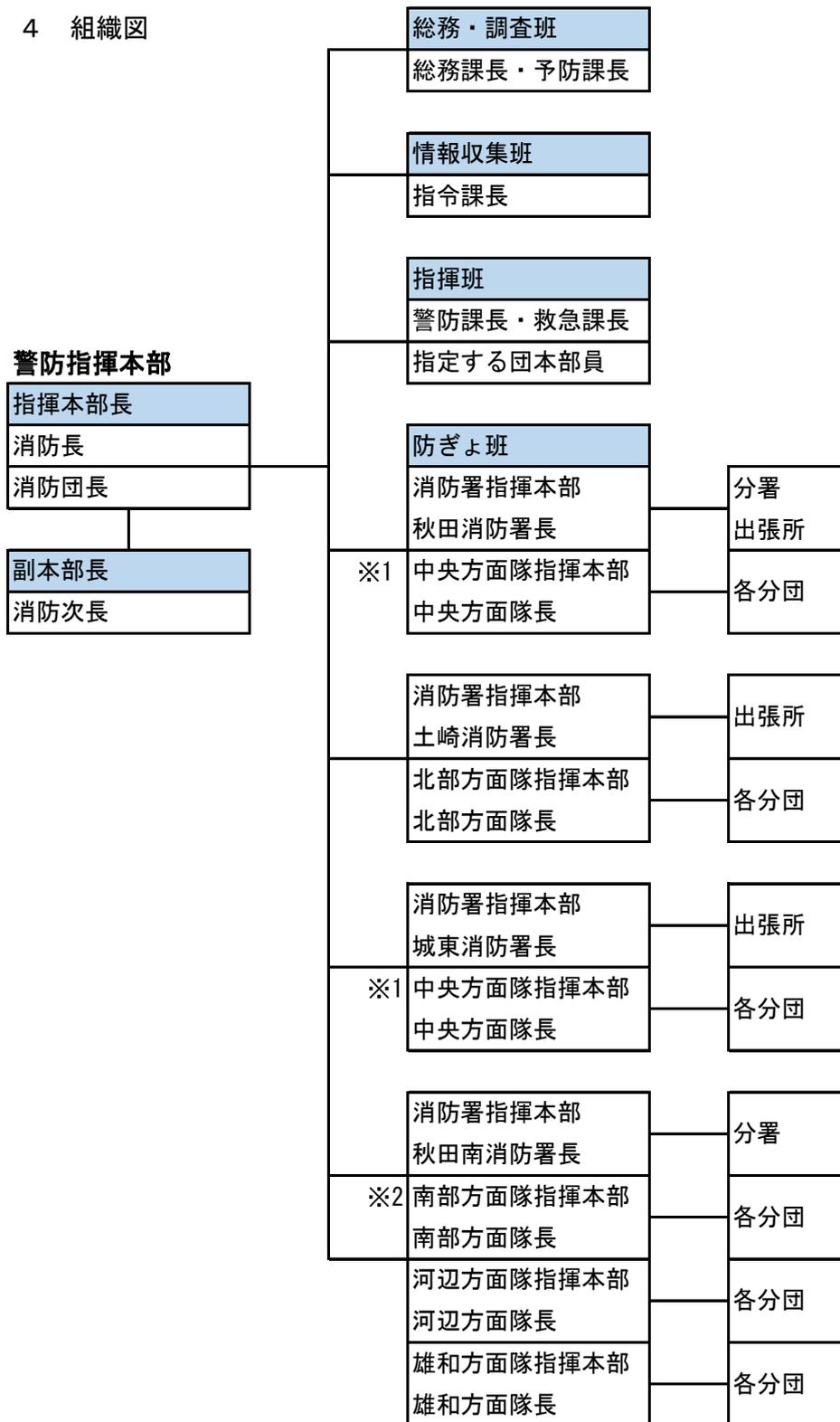
### (3) 避難誘導活動

高齢者等避難又は避難指示が発令された場合には、地域住民に対し避難所への経路など適切に誘導するとともに、自力避難困難者については、数名で補助にあたるなど安全に配慮する。

## 4 警防指揮本部（方面隊指揮本部）の組織図

消防団の水害に伴う活動に万全を期するため、秋田市消防本部および管轄消防署等に指揮本部を設置する。なお、組織は次のとおりとする。

#### 4 組織図



※1 中央方面隊長は災害の規模、範囲等により秋田もしくは城東とし、団長が別途指示するものとする。

※2 南部方面隊長は災害の規模、範囲等により秋田南もしくは新屋とし、団長が別途指示するものとする。

## 5 体制の区分と行動基準

消防団の水害に伴う水防活動に万全を期すため、次の体制をとる。

区分	配備基準	市の体制	消防職員の行動基準	消防団の行動基準	連絡体制
注意体制	大雨注意報、洪水注意報の発表もしくは水防団待機水位を超えるなど、災害が発生するおそれがあると見込まれるとき。	注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防長は必要に応じて消防署に増強体制をとる。また、各課による情報収集を指示する。</li> <li>各消防署においては、必要資機材の準備と情報収集を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的に気象情報等の情報収集を実施する。</li> <li>各分団長は、団員との連絡体制を確認する。</li> <li>団員は、連絡網などを確認する。</li> </ul> <p>【自主的活動】</p>	特になし
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報、洪水警報が発表され防災対策上必要と認めた場合</li> <li>すでに災害が発生し、災害対策上特に必要と認めた場合</li> </ul>	災害警戒対策室 (防災安全対策課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防長は必要に応じて消防署に増強体制をとる。消防本部員を招集し、情報収集および災害活動への支援体制をとる。</li> <li>警防課長は消防団長および副団長へ、現在の体制等を連絡する。</li> <li>消防署長は管轄各分団長へ連絡し、事態の推移に伴い、高次の体制に移行できる体制を依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分団長は、団員に連絡し、事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行できる体制を整備する。</li> <li>団員は、分団長からの連絡を受け出動可否と参集場所等を確認する。</li> <li>各分団長は地域ですでに災害が発生している場合は管轄消防署へ連絡するとともに、必要な活動を行う。</li> </ul> <p>【自主的活動】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団員へ災害警戒対策室設置のメール配信</li> <li>警防課長→団長、副団長へ電話連絡</li> <li>消防署長→管轄分団長へ電話連絡</li> </ul>
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の災害が発生し、または拡大する恐れがある場合</li> <li>気象に関する特別警報が発表され、市長が災害対策上必要と認めた場合</li> </ul>	災害警戒対策部 (危機管理監)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1動員職員は参集する。</li> <li>消防本部に警防指揮本部を設置する。</li> <li>消防長は必要に応じて消防署に増強体制をとるとともに、第2動員を招集する。</li> <li>警防課長は消防団長および副団長へ現在の体制等を連絡し必要な体制をとる。</li> <li>消防署長は管轄分団長へ現在の体制等を連絡するとともに、警防指揮本部からの指示を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分団長は、団長（警防指揮本部）からの指示により、必要な団員を定められた場所（器具置場等）に招集し活動（置場での待機含む）を行う。なお、すでに自主的行動により参集し活動を行っている場合は、管轄消防署へ連絡する。</li> </ul> <p>【招集】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団員へ災害警戒対策部設置のメール配信</li> <li>警防課長→団長、副団長へ電話連絡</li> <li>消防署長→管轄分団長へ電話連絡と必要な指示を行う。</li> </ul>
非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大する恐れがある場合</li> <li>災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合</li> <li>気象に関する特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合、その他、市長が必要と認めた場合</li> </ul>	災害対策本部 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員を招集する。</li> <li>各課署の全ての機能を当該事案に集中する。</li> <li>消防署長は消防署指揮本部を設置する。</li> <li>警防課長は団長に警防指揮本部への参集および副団長、団本部員へ指定する消防署所への参集を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団長は警防指揮本部に参集し、副団長等へ必要な指示を実施するとともに、常備と連携して非常備消防力の効率的な運用を図る。</li> <li>副団長は署指揮本部に参集し、方面隊指揮本部を設置し管轄分団長等へ必要な指示を実施するとともに、常備と連携して非常備消防力の効率的な運用を図る。</li> <li>各分団長は分団の全勢力を水防活動に投入する。</li> </ul> <p>【招集】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団員へ災害対策本部設置のメール配信</li> <li>警防課長→団長、副団長、団本部員へ電話連絡</li> <li>消防署長→管轄分団長へ電話連絡と必要な指示を行う。</li> </ul>

## 6 招集と参集

団長は、警戒配備体制、非常配備体制が発令された場合は、災害状況により団員の動員を発令する。

### (1) 警戒配備体制

区分	内 容
いつ	秋田市災害警戒対策部が設置された場合
誰が	団長が
誰を	水防活動が必要と判断される地区を管轄する分団または方面隊を招集する。

### (2) 非常配備体制

区分	内 容
いつ	秋田市災害対策本部が設置された場合
誰が	団長が
誰を	全団員を招集する。

### (3) 招集方法

ア 火災情報メールを活用し、全団員へ招集内容について送信する。

イ 個別メールの場合

● 団長（警防課）	⇔	副団長	⇔	各方面隊団本部員
● 団長（警防課）	⇔	分団長	⇔	団員
（LINE等各分団の連絡方法による）				

※ 招集前に消防団として活動する必要性を判断した場合には、管轄消防署へ連絡すること。

### (4) 参集

役 職	参集場所	本部名
団長、団長が指名する団本部員	消防本部	警防指揮本部
副団長、団本部員	管轄消防署、管轄分署	消防署指揮本部 方面隊指揮本部
分団長、副分団長	器具置場	方面隊指揮本部
部長、班長、団員	器具置場（原則、各班ごとに参集）	

### (5) 参集ができない場合

自ら被災し避難する場合や、参集場所へ出向できない場合などは無理し

て参集せず、自らや家族の安全確保を優先する。(参集できないことを分団長等へ連絡する)

(6) 参集報告

分団長等は、団員の参集場所や参集人員を把握し、方面隊指揮本部(方面隊長等)に報告(電話、メール等)すること。

## 7 任務

(1) 服装

活動服、保安帽、長靴、手袋、雨具、救命胴衣(着用必須)等

(2) 情報収集

各分団管轄内における河川、用排水路、道路等の越水や冠水の状況を確認する。(参集途上の情報も共有)

ア 火災情報メールからの情報提供

火災情報メールの登録(消防本部警防課へ送信)

[ro-frfs@city.akita.lg.jp](mailto:ro-frfs@city.akita.lg.jp)



イ 「防災ネットあきた」からの情報

[bousai.akita-city@raidan2.ktaiwork.jp](mailto:bousai.akita-city@raidan2.ktaiwork.jp)



※ 団員は情報収集のため積極的な登録をお願いする。

(3) 警戒区域の設置(水防法第21条)

河川等の越水や道路の冠水を認め危険であると判断した場合は、付近住民および通行車両に対して避難や迂回を指示する。

(4) 住民の避難誘導

避難指示等が発令された区域へ、車両による避難情報の伝達を行う。

(5) 人命の救出、救護活動

ア 浸水家屋等から住民を救出する場合は、救命胴衣やゴムボート等の活用を考慮する。

イ 人命危険を伴う場合は、原則常備消防が対応するものとし、そのいとまがない場合は団員が対応する場合もある。(方面隊指揮本部の指示に従う)

ウ 災害の規模、状況によっては管轄区域を越えた活動となる場合もある。

## 8 体制の解除

(1) 警防指揮本部は、気象情報や市対策本部からの情報等により、活動の必要がないと判断した場合は、召集を解除する。

(2) 召集解除後であっても、気象状況の変化や活動の必要性が認める場合には、再度招集する場合がある。

## 9 安全管理

- 団員は、地域の特性を理解するとともに、ハザードマップ等で管轄内の危険箇所を把握しておくこと。
- 情報収集目的の巡回は無理をせず、気象状況、河川や道路冠水、土砂や流木などの状況、道路や橋の状態から危険であると判断した場合には出勤しない・近づかない・通行しないを徹底すること。
- 「安全管理は消防活動の大前提」であり、  
「安全管理は自己管理」である。  
団員自身が怪我をしないように自己を管理するのが団員の責務であり、自己の安全を確保して初めて消防活動や人命救助ができる。

**【常に安全の大きい状態で活動すること】**

## 10 連絡先一覧

課署名	本部名	連絡先
消防本部警防課	警防指揮本部	TEL 018-823-4243 E-mail: ro-frfs@city.akita.lg.jp
秋田消防署	消防署指揮本部 中央方面隊指揮本部	TEL 018-823-4100 E-mail: ro-frak@city.akita.lg.jp
新屋分署	南部方面隊指揮本部	TEL 018-823-3123
土崎消防署	消防署指揮本部 北部方面隊指揮本部	TEL 018-845-0285 E-mail: ro-frtc@city.akita.lg.jp
城東消防署	消防署指揮本部 中央方面隊指揮本部	TEL 018-832-3404 E-mail: ro-frjt@city.akita.lg.jp
秋田南消防署	消防署指揮本部 南部方面隊指揮本部	TEL 018-839-9551 E-mail: ro-frso@city.akita.lg.jp
河辺分署	河辺方面隊指揮本部	TEL 018-882-3300
雄和分署	雄和方面隊指揮本部	TEL 018-886-2623